

令和4年1月27日

令和4年1月 記者懇談会 冒頭挨拶

皆さんこんにちは。

本日も、ご多忙中にもかかわらず、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

年が明け、皆様とお会いすることが初めてでありますので、遅れましたが、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願い致します。

さて、本日の本部からの発表事項は、2点となります。

- 1点目が、令和3年の海上犯罪の取締状況について
 - 2点目が、安全推進釣具店の認定について
- です。

1点目の

令和3年の海上犯罪の取締状況についてですが、

詳細な説明は、警救部長にお願いするとして、海上犯罪の取締りは海上保安庁の現場で行う業務の二本柱のうちの一つとなります。ちなみにもう一つは、人命救助といった救難となります。

犯罪取り締まりは、まず、どのような行為が犯罪にあたるのか、どのような手続きで捜査を行うのかといったことを事前に勉強し、理解する必要がありますが、一朝一夕でできるものではありません。

現場では一人ひとりの海上保安官が社会正義を実現し、国民の皆様の信頼に応えるべく、日々勉強し、知識と経験を身につけ、努力を重ね、引き続き、犯罪行為の未然防止や取締りに積極的に取り組んでまいります。

2点目の

安全推進釣具店の認定についてですが、管内では釣りがレジャーとして盛んに行われ、それに比例するかのようによく事故も多く発生しています。

今月の初めには島根県浜田市の岩場で釣りをしていた方2名が大波にさらわれ、当庁のヘリコプターで救助されるといった事故も発生しております。

事故を防ぐためには、釣りをする方が、自ら安全を確保することが最も大事です。そのためには、知識、すなわち適切な情報が必要です。

当庁では、紙媒体やSNSをはじめ、いろいろな手段で安全に関する情報を提供しておりますが、今回指定された釣り具店にあっても、情報の提供のお手伝いをお願いするのものです。

今回の認定を通じて一件でも事故が減ることを期待するばかりです。

さて、本年にあっても、北朝鮮によるミサイル発射をはじめ緊張度を増す半島情勢への対応、原発へのテロ警戒、冬場の日本海での海難救助活動、自然災害対応、マリレジャーの安全確保、そして新型コロナウイルス感染症への対応といった課題に対し、引き続き、緊張感をもって、創設以来、脈々と受け継がれる「正義仁愛」の精神の下、国民、地域の皆様の安全・安心の確保に全力を尽くしてまいります。

私からは以上となります。